



第8期西尾市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

概要版



令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで



1 計画策定の趣旨

「第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画)は、「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえて策定します。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えながら、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくりに向けた施策を展開します。

2 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき策定するものです。本市では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

3

計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7(2025)年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22(2040)年を見据えて計画を定めます。

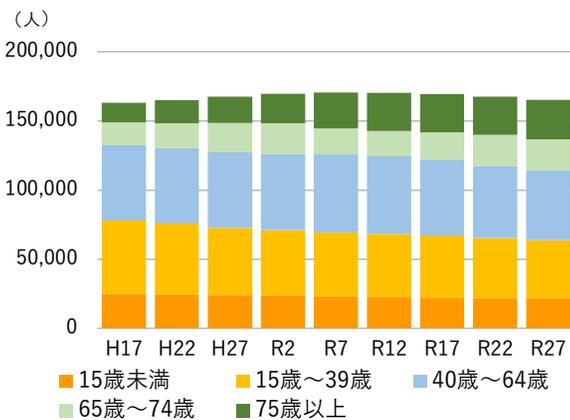
4

高齢者を取り巻く現状

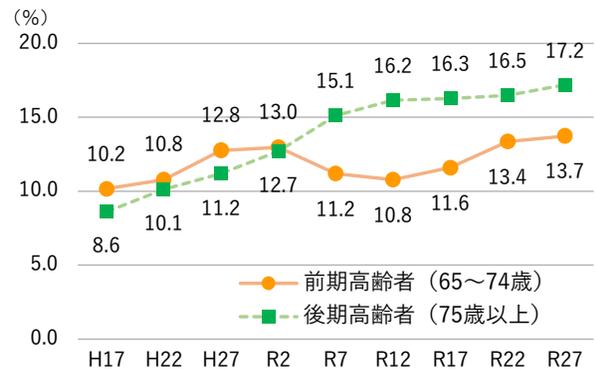
(1) 西尾市の高齢者の状況

本市の総人口は現在増加傾向にありますが、推計によれば令和7(2025)年をピークに減少に転じることが見込まれています。人口構成は高齢者人口が継続して増加する一方、年少人口、生産年齢人口は継続して減少します。高齢者人口のみに着目してみると、令和7(2025)年に65歳～75歳未満の前期高齢者割合を75歳以上の後期高齢者割合が上回る見込みです。

年齢区別の人口推移・推計



総人口に占める前期高齢者・後期高齢者の割合の推移・推計

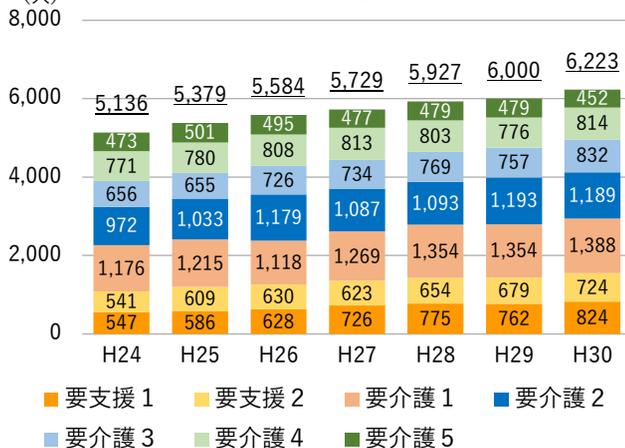


資料：2005年～2015年、総務省「国勢調査」（合計には年齢不詳人口を含む）
2020年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

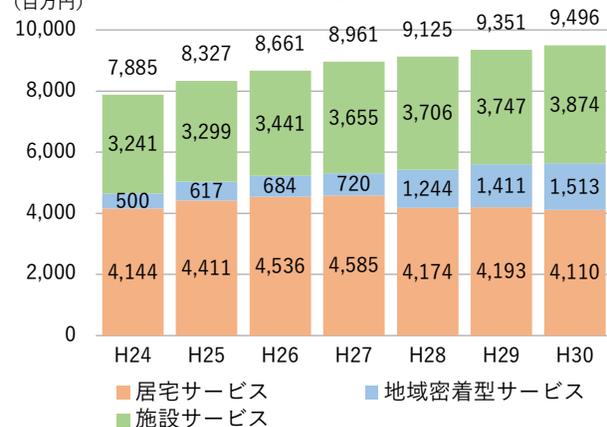
(2) 西尾市の認定者や給付費の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数をみると、平成30(2018)年度末時点で6,223人となっており、平成24(2012)年度から1,087人増加しています。また、要支援・要介護認定者の割合をみると、平成24(2012)年度以降、要介護4及び要介護5の割合が低くなっており、要支援と要介護1のいわゆる軽度者の割合が増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移



サービス種別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

5

計画の基本理念

本市では、これまですべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりをめざし、様々な施策を推進してきました。

第8期計画では、引き続き高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現をめざします。そのため、本計画の基本理念は、第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」を引き継ぎ、以下のように設定します。

地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾

～高齢者が輝く地域共生社会をめざして～

6

計画の基本目標と主な取組

本計画の基本目標について、地域包括ケアシステムの発展と地域共生社会の実現に向けて、第7期計画の基本目標を一部踏襲しつつ、新たな制度改正や課題等に対応した取組を推進します。

基本目標1

地域包括ケアシステムの発展

各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域の各団体や専門職等が連携し、市民主体の活動を促進することで高齢者が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。

(1) 地域包括支援センター機能の強化

- | | |
|----------------------|------------------|
| 01 地域包括ケアの中心拠点としての活動 | 04 包括的・継続的マネジメント |
| 02 総合相談 | 05 介護予防ケアマネジメント |
| 03 権利擁護 | |

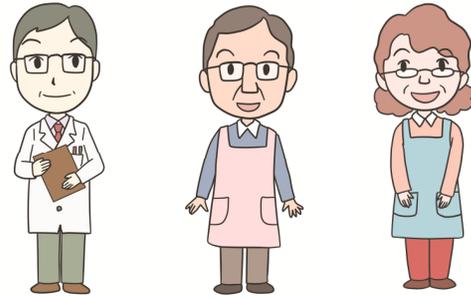
(2) 地域における支え合いの体制づくり

- 06 地域ケア会議の推進
- 07 多職種協働カンファレンス【新規】
- 08 生活支援コーディネーターの活動促進
- 09 地域における支え合い・見守り活動の強化
(地域支援団体の設置・第3層協議体)【新規】
- 10 住民主体による常設型サロンの運営【新規】
- 11 生活支援ボランティアの発掘と養成
- 12 高齢者生活支援の体制づくり
- 13 シルバーカード



(3) 在宅医療・介護連携の推進

- 14 在宅医療・介護サービスの拡大
- 15 市民に対する医療・介護等の啓発
- 16 在宅療養支援、医療・介護連携の推進
(ICTによるネットワークの見直し)【新規】



基本目標2

健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化を図ります。さらに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会参加や多様な交流の場の整備を進めます。

(1) 健康づくりと介護予防の推進

- 17 健診受診等の促進
- 18 介護予防把握事業
- 19 介護予防普及啓発事業
- 20 地域介護予防活動支援事業
- 21 まちの体操教室【新規】
- 22 一般介護予防事業評価事業
- 23 地域リハビリテーション活動支援事業
- 24 訪問型・通所型サービスの充実

(2) 生きがいづくりの推進

- 25 生涯学習の促進
- 26 老人クラブ活動の推進

(3) 就労の促進

- 27 シルバー人材センターの活動の推進
- 28 就労の機会や活躍の場に係る情報提供【新規】



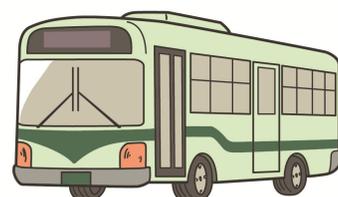
基本目標3

高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。安心して地域の中で生活できるよう、災害や感染症等に対応することで、高齢者の安全確保を推進します。

(1) 人にやさしいまちづくり

- 29 公共交通機関の整備・充実
- 30 タクシーチケットの交付



(2) 高齢者の住まいの安定

- 31 住宅改修費助成
- 32 高齢者向け市営住宅
- 33 サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
- 34 養護老人ホーム
- 35 生活支援ハウス

(3) 在宅生活の支援の充実

- 36 配食サービス
- 37 緊急通報システムの設置
- 38 介護保険利用者への助成
- 39 住宅用火災警報器設置
- 40 家具転倒防止金具(器具)の取り付け



(4) 緊急時における体制の強化

- 41 防犯・防災体制の整備
- 42 感染症対策の充実【新規】

基本目標4

認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症についての正しい理解を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思が尊重された暮らしのため、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

(1) 認知症施策の充実

- 43 認知症に関する普及啓発
- 44 認知症サポーターの育成・活動支援
- 45 若年性認知症についての啓発
- 46 認知症予防事業
- 47 認知症地域支援推進員の活動促進
- 48 認知症初期集中支援チームの設置・運営
- 49 認知症ケアパスの整備

(2) 地域における認知症施策の充実

- 50 認知症カフェの開催
- 51 認知症介護家族教室
- 52 認知症介護家族交流会
- 53 西尾市高齢者おかえりネットワーク

(3) 高齢者の権利擁護の推進

- 54 高齢者虐待防止対策ネットワーク
- 55 成年後見制度等利用支援事業
- 56 介護相談員派遣事業



基本目標5

安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業の運営に努めるとともに、必要な給付を適正に提供し、市内すべての高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス提供に携わる人材の養成・確保とともに、市民活動団体や高齢者自身への啓発や養成も推進します。

(1) 介護保険サービスの運営強化

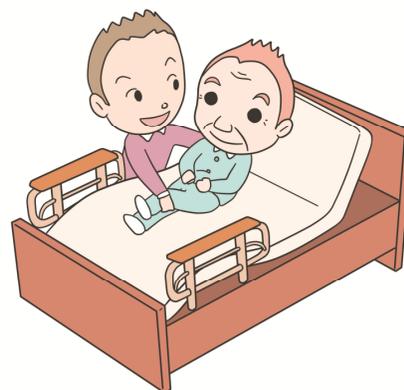
- 57 要介護認定の適正化
- 58 ケアプランの点検
- 59 縦覧点検及び医療情報との突合
- 60 住宅改修等の点検
- 61 介護給付費の通知
- 62 事業者のサービス提供の適正化
- 63 事業者情報の開示
- 64 苦情対応・解決のための体制
- 65 居宅介護支援事業所の事業所指定

(2) 家族介護者支援の推進

- 66 おむつ支給
- 67 家族介護慰労金の支給

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

- 68 人材確保に向けた連携
- 69 人材確保に向けた補助金の活用
- 70 専門研修の実施
- 71 介護人材の確保に向けた事業所支援【新規】
- 72 ICTの活用・業務効率化の推進【新規】



(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

- 73 佐久島いきいきサービス
- 74 渡船運賃の助成

基本目標6

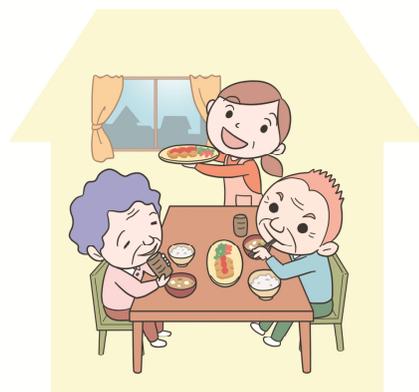
介護サービスの適正整備

介護が必要な高齢者に適正な介護サービスを提供するとともに、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。そのため、介護保険制度に関する普及啓発や介護給付の適正化、介護保険料の収納率向上に取り組みます。

基本目標7

介護保険料の設定

持続可能な介護保険制度のもとで、安定的に介護保険サービスを提供していくため、令和 7(2025)年や令和 22(2040)年を見据えた介護給付費の見込み量に基づき、第8期計画期間中の介護保険料を設定します。



保険料の基準額

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料基準額を月額**5,300円**とします。

保険料額所得段階は所得状況に応じた負担となるよう配慮し、所得段階第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯については、保険料とは別枠で公費を投入することで負担割合を引き下げています。

所得段階	対象者	割合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.25	15,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.40	25,440円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.65	41,340円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	57,240円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.00	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.15	73,140円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.25	79,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.65	104,940円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.75	111,300円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.85	117,660円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.05	130,380円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.50	159,000円

※合計所得金額は、各種所得の合計金額で、所得控除(扶養控除、医療費控除など)をする前の金額です。ただし、土地売却等に係る特別控除がある場合は、判定基準の特例として合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額となります。また、第1段階から第5段階までは「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

7

西尾市の日常生活圏域と地域包括支援センター

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称・所在地	担当地区名
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・ハツ面 花ノ木町2丁目1（西尾市総合福祉センター内）	ハツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター西尾 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センター平坂 和泉町22（西尾病院内）	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センター寺津福地 平口町大溝77（特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津 福地南部 福地北部
一色	西尾市地域包括支援センター一色 一色町前野新田48-3（西尾市一色老人福祉センター内）	一色
吉良幡豆	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆 吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良 幡豆

第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3（2021）年3月）

発行・編集：西尾市

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

電話：(0563)56-2111(代) FAX：(0563)64-0995